

首都圏料理人等による食・工芸品魅力発信業務委託 企画提案説明書

令和元年5月15日

1. 目的

石見地域の農林水産品及び県内の工芸品の魅力を発信しブランド力を高め、あわせて販路拡大への一助とするため、首都圏の料理人等を産地に招へいし、料理人と生産者（製造者）のマッチングを図り、その後の継続的な取り引きにつなげていくとともに、これらの魅力を一般消費者にも発信し、認知度アップのための業務を委託する。

2. 委託業務の内容

(1)業務名	首都圏料理人等による食・工芸品魅力発信業務委託
(2)委託期間	契約締結日～令和2年3月27日まで
(3)業務の内容	別添提案仕様書のとおり
(4)提案金額の上限	7,000千円（消費税及び地方消費税を含む。）

3. 応募資格

- (1) 複数の法人による連合体（以下、「コンソーシアム」という。）若しくは単独の法人であること。
- (2) コンソーシアムの構成員若しくは単独の法人は次の各号を満たすこと。
 - (ア) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
 - (イ) 地方自治法施行令第167条の4第2項の各号に該当すると認められる事実があった後2年を経過しない者でないこと。また、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
 - (ウ) 国又は地方公共団体との契約に関して指名停止を受け、提出書類の提出期限においてその措置の期間が満了していない者でないこと。
 - (エ) 直近1事業年度の消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
 - (オ) 島根県の区域内に事業所を有する者にあつては、県税の滞納がないこと。
 - (カ) 島根県の区域内に事業所を有しない者にあつては、主たる事務所の所在地の都道府県における最近1事業年度の都道府県税の滞納がないこと。
 - (キ) 複数のコンソーシアム構成員になって参加、又はコンソーシアム構成員と単独の法人として重複参加していないこと。
- (3) 県内の地域事情に詳しく、必要な都度面談できる担当窓口を配置すること。
- (4) 業務内容についての守秘義務を遵守できること。

4. 募集に関するスケジュール等

事業の委託にあたり、企画提案参加希望者から事前に企画提案参加申込書を徴収して、資格の有無を審査し、審査の結果を通知するとともに、参加資格を有する者に対し、企画提案書の提出を要請する。

(1) 募集期間	令和元年5月15日(水)～5月29日(水)午後5時 ※企画提案説明書は、しまねブランド推進課のホームページで閲覧、ダウンロードできるほか、下記の提出先及び問い合わせ先で配付する。
(2) 企画提案の参加 表明書の提出	企画提案に参加する者は、企画提案参加表明書(様式1)及び誓約書(様式4)を令和元年5月29日(水)午後5時までに持参または郵送により1部提出すること。 <u>※持参の場合の受付時間は、午前9時から午後5時(土・日・祝日は除く。)までとし、郵送の場合は、郵便書留による必着に限る。</u>
(3) 参加資格通知 予定日	令和元年5月31日(金)
(4) 質疑の受付期間	質疑がある場合は、必ず企画提案質問書(様式3)にて令和元年5月27日(月)午後5時までに持参またはFAXにより提出すること。
(5) 質疑の回答方法	回答は、企画提案の参加資格があると通知した者に対して、各参加者の質疑をとりまとめてすべて同じものを回答する。なお、回答は企画提案参加表明書に記載された連絡担当者に対して、FAXにより送信するので必ずFAX番号を記載すること。 なお、FAX番号の誤記載及び各社内で受信したものの伝達の不備等により生じた不利益については関知しないので注意すること。
(6) 質疑の回答 予定日	令和元年5月31日(金)
(7) 企画提案書 提出期限	令和元年6月6日(木)午後5時
(8) 受託者選定方法	提出された企画提案書をもとに提案者によるプレゼンテーションを行い、厳正な審査の上、本業務の受託者を選定する。
(9) 提案者プレゼン テーション予定日	プレゼンテーションの日時及び場所については、企画提案書提出者に別途通知する。
(10) 委託事業者の 決定予定日	令和元年6月17日(月)頃
<p>○提出先及び問い合わせ先</p> <p>島根県しまねブランド推進課 物産企画グループ</p> <p>担当：岡崎、細田</p> <p>〒690-8501 松江市殿町1番地(島根県庁本庁舎2階)</p> <p>TEL：0852-22-5128 FAX：0852-22-6859</p> <p>E-mail：brand@pref.shimane.lg.jp</p>	

5. 企画提案書の作成、提出方法等

(1) 作成方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 企画提案書（様式2）により作成する。 ・ 用紙の大きさはA4判縦、横書き、左綴じを原則とする。（図表等は必要に応じA3判の折り込みも可とする。）
(2) 提出方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計6部提出すること。 ・ 令和元年6月6日（木）午後5時までに持参又は郵送により提出すること。 ※持参の場合の受付時間は、午前9時から午後5時（土・日・祝日は除く。）までとし、郵送の場合は、郵便書留による必着に限る。
(3) その他の書類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 見積書は本書を1部提出すること。 また、見積書の写し6部を企画提案書にそれぞれ綴り込み提出すること。
(4) 企画提案等に係る留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 参加表明書又は企画提案書が次のいずれかに該当する場合には、無効となることがあるので留意すること。 <ol style="list-style-type: none"> ①提出期限、提出先、提出方法に適合しないもの ②作成要領に指定する作成様式及び記載上の留意事項に適合しないもの ③記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの ④記載すべき事項以外の内容が記載されているもの ⑤虚偽の内容が記載されているもの ・ 企画提案に係る経費は、単独の法人による参加はその法人に対して、コンソーシアムによる参加は代表法人に対して、10,000円（消費税等含む）を支給する。ただし、受託者及び資格審査により参加資格のないものに対しては支給しない。企画提案にかかる経費は、受託者が決定した後、参加表明書に記載された銀行口座へ振り込む。 ・ 複数の企画提案は認めない。 ・ 提出期限以降における企画提案書の差し替え及び再提出は認められないので留意すること。 ・ 企画提案の採否は、文書で通知する。 ・ 採用した提案は、県により内容の一部を変更することがある。 ・ 本要領に基づき提出された書類は返還しない。 ・ 提出された書類等は、島根県情報公開条例（平成12年島根県条例第52号）に基づき開示する場合がある。

7. 審査方法等

(1) 審査方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 提出された企画提案書をもとに、提案者によるプレゼンテーションを行う。 ・ 提出された企画提案書と提案者によるプレゼンテーションの内容により、次項の評価基準に基づき審査を行い、業務の内容に最も適する企画提案を提出した者を本業務の受託者として選定する。 ・ 提出された企画提案が多数の場合は、書面による一次審査を行うことがある。 ・ 審査の結果、適当と判断される企画提案がない場合は、受託者を選定しないことがある。
----------	--

(2) 審査内容	<p>ア. 事業計画・企画意図及び内容 適切な事業計画のもと、事業目的や求める事業成果を達成することができる内容であるか。</p> <p>イ. 企画力 提案された内容に新規性や独自性があるか。</p> <p>ウ. 業務処理体制 業務の実施運営体制が整っているか。</p> <p>エ. 見積金額 費用対効果の観点からも適正な見積額となっているか(予算額の範囲内で最大限の効果を得られる内容となっているか)。</p> <p>オ. インセンティブ(加点部分) 見積金額以上の企画が提案されているか。</p>
(3) 応募者への採否通知	令和元年6月17日(月)頃、提案者全員に通知する。

8. 契約内容等

(1) 委託期間	契約締結日～令和2年3月27日
(2) 委託料上限額	<p>7,000千円(消費税及び地方消費税を含む) 協賛等を活用し事業規模を拡大しても差し支えない。 上記の委託料には、企画提案書に基づく委託業務の全てが含まれるとともに、県との打ち合わせに要する費用も含む。</p>
(3) 契約方法	<p>委託候補者と委託内容について協議のうえ、委託料上限額の範囲内で委託契約を締結する。 契約締結に当たっては契約書を作成するものとする。 基本的に採択された企画内容により契約を締結するが、県が委託候補者と協議し、企画内容を変更する場合がある。</p>
(4) 委託料の支払	<p>原則として精算払いとする。 ただし、契約に基づき、契約委託額の3割以内の額を概算払いすることができる。</p>
(5) 一括下請け及び再委託の禁止	業務の全部又は主たる部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。
(6) 契約保証金	契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を納付すること。なお、契約保証金の納付の免除、納付方法等は、地方自治法施行令及び島根県会計規則を適用する。
(7) 著作権等	本業務により生じた著作権(著作権法第27条及び第28条の権利を含む)その他の権利は、県に帰属するものとする。
(8) 個人情報の保護	本業務の処理にあたっては、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号)を遵守すること。
(9) 契約書及び業務仕様書	別途作成・提示する。